

大阪府立北かわち皋が丘高等学校 運動部活動に係る活動方針

令和6年1月1日

1. 部活動の目的

部活動は、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、単に、知識・技術・競技力を向上させるだけでなく、多様な活動・経験を通して、人間的な成長をめざすことを目的とする。

2. 運営について

- (1) 生徒自治会部活動内規にもとづいて運営される。
- (2) 校長は、年間の活動概要、毎月の活動計画および活動実績の確認等の確認等により各部の活動内容を把握するとともに、保護者にも提示し理解と協力を求める。
- (3) 部活動顧問は複数で担当し、過度の負担が生じないようにする。また、顧問が専門性を有していない場合、部活動指導員または学校支援社会人等指導者を活用することも可とする。
- (4) 部活動大阪モデルによる部活動指導員を任用することで隣接する学校同士の合同部活動を可とする。

3. 休養日及び活動時間の設定について

- (1) 休養日は週1日以上設定する。
- (2) 週当たり平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日のうち少なくとも1日を休養日とすることを基本とするが、対外試合等で困難な場合にあっても、学校全体で部活動を行わない日（定期考查期間等）を含め、部ごとに年間で104日以上設定する。
- (3) 週末の休養日は原則として月当たり2日以上となるよう設定する。
- (4) 1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日は4時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的な活動を行う。
- (5) 学校の休業日に練習試合等で4時間以上の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮して、休憩時間を適切に設定し、無理のないよう活動するとともに、その後に休養日を設けるなど、学校生活に支障のないように配慮する。

4. 指導について

- (1) 部活動の指導に当たって、体罰は、いかなる理由があっても、決して許されるものではない。また、威圧的な言動等による指導によって、生徒の自発性を損なうことの無いよう考慮して指導に当たること。
- (2) 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。

5. その他

- (1) 事故の未然防止のため、施設・設備の点検を定期的に実施する。
- (2) 無理のない安全な活動メニューを心掛け、自主的に行うことを基本とする。
- (3) 大会参加や練習試合等については、日程等を十分に考慮し、過度な負担とならないようにする。
- (4) 熱中症対策として、部活動の指導者等で共通認識を図りながら、それほど気温の高くない（25～30°C）時期から適切な措置を講ずることや、活動の場所や種類にかかわらず暑さ指数（WBGT）に基づいて活動実施を判断すること。